

平成30年度 第2回 青森県建築審査会 (議事録)

日時：平成30年8月29日(水) 10:00～11:15

場所：県庁舎北棟2階A会議室

千葉 GM : 定刻となりましたので、ただいまより平成30年度第2回青森県建築審査会を開催いたします。

まず、建築住宅課長より、ご挨拶申し上げます。

(課長挨拶)

本日は、磯委員が所用により欠席となりますが、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席がありましたので、会議が成立したものとします。

審議の公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっておりますので、小藤会長よろしく申し上げます。

小藤会長： 本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、要領で原則公開としておりますので、本日の審査会を公開してもよろしいでしょうか？

各委員 : 異議なし

小藤会長： 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。

千葉 GM : それでは、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長にお願いいたします。

小藤会長： それでは、審議に入ります。議案1号について事務局より説明をお願いします。

齋藤 : それでは、議案第1号について、説明します。

(議案内容を説明)

以上で、議案第1号についての説明を終わります。

小藤会長： それでは、皆様から質問・意見を受けたと思います。

小藤会長： それでは、私から、構造について一部鉄骨造とは鉄骨控え柱のことを指しているのでしょうか。

事務局： そのとおりです。

小藤会長： 旧講堂の設計者と施工者は誰でしょうか？

事務局： そのことを示した文書・記録等は残っていないとのことですが、講堂の解体時に、部材に「成文木材部」という墨書きが確認されたということで、現在も青森市に「成文組」という建築事務所があり、問い合わせたところ、昭和4年当時に材料のみ納めることはしていなかったと聞いているため、成文組にて請負い、設計、施工したものと考えられるが、戦災により資料が焼失してしまったため、推測されるとしか言えない。とのことでした。

小藤会長： 防火管理者と施設運営者は誰でしょうか？

事務局： 移築後の防火管理者は申請書の消防計画に記載のとおり、市の教育委員会となっており、施設運営者も同様となります。なお、申請敷地に隣接する生涯学習センター内に教育委員会が入っております。

小藤会長： 構造計算書に「支持地盤は表層の盛土とする」と記載がありますが、支持地盤とした理由を教えてください。

事務局： 構造図の柱状図によると、支持地盤である GL-1.0m付近は盛土と表現されております。支持地盤を詳細に調査したスウェーデン式サウンディング調査の地盤調査報告書の考察によると、基礎底盤 GL-1.0m より下方 2.0m 以内の支持力の平均が 50KN/m²以上あることから、地盤補強は不要で直接基礎での基礎設計で問題ないと判断されており、その結果を受けて支持地盤としております。

福原委員： 申請地の隣には市の福祉センター及び温泉施設があり、かなりの数の利用者があるため、車両の出入りが多いので誘導等の措置を講じるようお願いしたい。

小藤会長： この意見については、申し送り事項として申請者に伝えてください。

事務局 : 承知いたしました。

小藤会長 : それでは、議案第1号は 同意 といたします。

小藤会長 : つづきまして、議案2号について事務局より説明をお願いします。

桜庭 : それでは、議案第2号について、説明します。

(議案内容を説明)

以上で、議案第2号についての説明を終わります。

小藤会長 : それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

小藤会長 : 法第43条第2項第1号の認定の基準について、まだ決まっていな
いようですが、この基準についてはどう考えていますか。

事務局 : 青森県は住宅の規模が大きいため、200㎡以内という基準となると、
これまでとあまり変わらない許可申請になると思われまので、用
途のみの基準としてほしいと考えております。

小藤会長 : それでは、議案第2号は 同意 といたします。

千葉 GM : 本日の議案については『同意』として手続きを進めさせていただきます。

引き続き、報告案件についての説明となりますが、内容が自己用住
宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等に関す
る要領」に基づき非公開となります。

小藤会長 : それでは、引き続き、報告案件について事務局より説明をお願いし
ます。

桜庭 : それでは、報告案件の建築基準法第43条第1項ただし書きの規定
に基づく許可における包括同意について、前回建築審査会(平成30
年4月19日)で報告した以降の許可分をご報告いたします。

(報告内容を説明)

以上、報告を終わります。

小藤会長 : 何か質問はございませんか。

各委員 : (特に無し)

小藤会長 : これで本日予定された案件は全て終了となりますが、事務局より、建築基準法の一部改正について、説明があります。

齋藤 : (法改正の内容について説明)

千葉 GM : これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。
本日はありがとうございました。